

## 第 20 回 議員定数等議会改革推進特別委員会

日 時：令和 3 年 1 月 13 日(水)  
10 時 00 分～ 時 分  
場 所：第 4 委員会室

【出席者】 牛尾委員長、西川副委員長、沖田委員、小川委員、笹田委員、佐々木委員  
西田委員、西村委員

【議長・委員外議員】

【事務局】 古森局長、下間書記、近重議事係長

---

### 議 題

1 請願者等の意見陳述の機会について

資料 1-1～1-6

(1) 請願者等の意見陳述実施要領 (案)

(2) 条例への明文化

2 議会基本条例を踏まえた議員政治倫理条例の改正について

資料 2

3 自由討議について

資料 3

4 その他

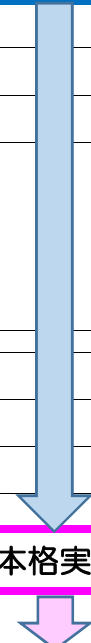
○次回開催 月 日 ( ) 時 分 第 4 委員会室

# 請願等の意見陳述実施に向けての今後の流れ

日付	委員会等	内容
11月13日(水)	議員定数等議会改革推進特別委員会 (特別委員会終了後)	①「請願者等の意見陳述実施要領」の検討 → 確定 (再検討が必要な場合は、2/1までに再度、委員会開催)
		②議会基本条例の一部改正(案)及び請願者等の意見陳述に関する規程(案)の提示 →検討は議会運営委員会
		③議会改革に関する検討結果(第4回)として、特別委員会から議長へ報告
		1.請願者等の意見陳述実施要領により試行的に実施すること 2.試行後、改善点を踏まえ、議会基本条例に明記(議会基本条例の一部改正)して本格実施していくこと 3.議会基本条例の一部改正後、詳細事項は「請願者等の意見陳述に関する規程」を制定し本格実施していくこと
(検討結果報告後)		議長から議会運営委員会で最終検討するよう指示
2月1日(月)	議会運営委員会	①「請願者等の意見陳述実施要領」の確認 → <b>了解後 試行実施</b> ②3月定例会議の請願・陳情審査において実施 *ホームページでの周知、請願等の提出があった際に意見陳述についてお知らせする ③議会基本条例の一部改正(案)及び請願者等の意見陳述に関する規程(案)の検討
<b>2月12日(金)</b>	<b>請願・陳情の提出締切</b>	<b>* 請願等の意見陳述申出の締切</b>
2月17日(水)	議会運営委員会	
2月24日(水)	本会議(開会日)	
2月25日～3月2日	会派代表質問・個人一般質問	
3月1日(月)	議会運営委員会(未定)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆請願・陳情の提出があれば、審査を行う</li> <li>◆意見陳述の申出があれば、各委員会で実施する → 委員会で実施後、改善すべき点等があれば意見を出してもらい、議会運営委員会で検討し、「請願者等の意見陳述に関する規程」に反映</li> </ul>
3月4日(木)	総務文教委員会	
3月5日(金)	福祉環境委員会	
3月8日(月)	産業建設委員会	
3月17日(水)	本会議(最終日)	<b>「浜田市議会基本条例の一部を改正する条例について」を議会運営委員会から提案</b>
	議会運営委員会	意見陳述について、改善すべき点等があれば検討し「請願者等の意見陳述に関する規程」に反映
(本会議後)		<b>「請願者等の意見陳述に関する規程」の制定について起案・決裁・告示</b>
6月定例会議～		<b>規程制定後 本格実施</b>

試行実施

本格実施



## 請願者等の意見陳述実施要領（案）

### 1. 目的

請願又は陳情（以下、「請願等」という。）の委員会審査の場において、請願者や陳情者（以下、「請願者等」という。）の説明や意見等を述べる（以下、「意見陳述」という。）機会を設けることにより、請願等の趣旨を的確に把握し、委員会審査の充実を図る。

### 2. 意見陳述をすることができる者

請願者等のうち代表する1人とする。なお、当該意見陳述者に介助が必要な場合は、介助者の同席を認める。

### 3. 意見陳述の申出

意見陳述を希望する請願者等は、あらかじめ議会運営委員会が定める請願等の受け付けを締め切る期日までに「意見陳述申出書（様式第1号）」を提出する。

#### 【要検討事項1】

意見陳述申出書の確認（別紙：資料1-3）について

### 4. 意見陳述の方法

#### (1) 意見陳述の実施時期

委員会において、請願等を審査する前とする。なお、原則として、当該請願等の審査は、他の議案審査の前に行うこととする。

#### 【要検討事項2】

意見陳述について

委員会において、請願等の案件ごとの前に行うのではなく、まとめて実施することで良いか（一人の人が複数提出された場合、複数人が提出された場合など様々なパターンあり）

議題の時期について

\*意見陳述の申出の有無に関わらず決めた方がわかりやすい

**案1** 議題1. 請願者等の意見陳述→議題2. 議案審査→議題3. 請願審査→議題4. 陳情審査

\*陳述者は開始時間がわかりやすい、陳述申出がない場合は、従来どおりの流れだが請願等審査と陳述の時間があく。

**案2** 議題1. 請願者等の意見陳述→議題2. 請願審査→議題3. 陳情審査→議題4. 議案審査

\*陳述者は開始時間がわかりやすい、陳述を聞いた後に請願等の審査に入るため、審査の参考にしやすい。陳述申出がない場合、従来の流れと異なり、議案審査が後になる。

**案3** 議題1. 議案審査→議題2. 請願者等の意見陳述→議題3. 請願審査→議題4. 陳情審査

\*請願等の審査前ではあるが、陳述者は開始時間がわからないため待機が必要になる

(2) 委員会での意見陳述の時間

請願等 1 件につき 3 分以内かつ 1 人につき 20 分以内とする。

**【要検討事項 3】**

意見陳述の時間について

(3) 質疑

委員会の委員（以下、「委員」という。）は、意見陳述者に対して質疑をすることができる。ただし、意見陳述者は委員に対して質疑することはできない。

(4) 資料等の配布

意見陳述者は、当該審査に係る請願等の参考資料を必要最小限で配布することができる。この場合、委員会開催日の 3 日前までに資料を提出することとする。

**【要検討事項 4】**

事前に資料を提出してもらい、PDF 化して議員タブレットに配信する。執行部への配布はしないが、陳述者が執行部用の資料部数を用意されれば配布は可とする。

## 5. その他

(1) 費用弁償

意見陳述者にかかる旅費等は、これを支給しない。

(2) その他

①意見陳述する場合でも、趣旨及び内容が伝わる請願書等を提出することとする。

②意見陳述は委員会の会議時間中に実施するため、請願者等の氏名及び発言は委員会の記録に記載する。

③このほか実施に関し必要な事項は、議長が議会運営委員会に諮って定める。

様式第 1 号（第 3 条関係）

令和 年 月 日

浜田市議会議長 様

請願・陳情（代表）者

住 所

（団体名）

（ふりがな）

氏 名

連絡先

### 意見陳述申出書

令和 年 月 日に提出しました請願・陳情についての意見陳述を希望します。

1 請願・陳情名

---

---

---

2 意見陳述を行う人の住所・氏名・連絡先

- 上記の請願・陳情（代表）者と同じ  
 異なる場合

---

介助者が同席の場合は、介助者の住所・氏名・連絡先

---

3 意見陳述の際に配付したい資料の有無（あり ・ なし）

\*資料がある場合は、委員会開催日の 3 日前までに提出をお願いします。

（裏面あり）

#### 4 意見陳述に関する確認事項

- ①意見陳述の時間は、請願又は陳情 1 件につき 3 分以内かつ 1 人につき 20 分以内です。
- ②意見陳述の内容は、当該請願又は陳情に関することに限ります。
- ③個人情報に関する発言や公序良俗に反する発言、特定の個人・団体等への非難・中傷や名誉を毀損する発言は行わないでください。
- ④委員会審査は原則公開しており、意見陳述の様子は録画配信し、会議録は意見陳述者の氏名・発言を記載して、本市議会ホームページ等で公開します。
- ⑤上記のほか、浜田市議会会議規則その他議会関係法令を守り、委員会における意見陳述の際は、委員長の指示に従ってください。

**\* 審査は請願書又は陳情書により行います。意見陳述する場合であっても、請願書又は陳情書において、その趣旨及び内容が十分伝わるよう記載していただきますようお願いいたします。**

上記の全ての事項を確認し、意見陳述を希望します。

(チェックしてください。) ⇒

---

#### 【事務局記入欄】

請願・陳情番号	付託予定委員会（受理日時点）
請願・陳情第（        ）号	

**(案)**

**浜田市議会基本条例(平成23年浜田市条例第34号)新旧対照表 (下線部分が改正箇所)**

現行	改正後 (案)
<p>第4章 市民参加 (市民と議会との関係)</p> <p>第21条 議会は、市民に対し、積極的に情報を公開し、説明責任を果たすものとする。</p> <p>2 議会は、本会議等その他の会議を原則として公開するものとし、あらかじめその日程、議題等を周知するとともに、障がいの有無にかかわらず市民が傍聴しやすい環境の整備、インターネット等による配信に努めるものとする。</p> <p>3 議会は、議案等に対する各議員の態度を広報紙で公表する等、市民に対して議員の意思を明確にするものとする。</p> <p>4 議会は、本会議又は委員会における公聴会制度及び参考人制度を活用することにより、市民の多様な意見及び専門的又は政策的な識見等を議会の審議に反映させるよう努めるものとする。</p>	<p>第4章 市民参加 (市民と議会との関係)</p> <p>第21条 議会は、市民に対し、積極的に情報を公開し、説明責任を果たすものとする。</p> <p>2 議会は、本会議等その他の会議を原則として公開するものとし、あらかじめその日程、議題等を周知するとともに、障がいの有無にかかわらず市民が傍聴しやすい環境の整備、インターネット等による配信に努めるものとする。</p> <p>3 議会は、議案等に対する各議員の態度を広報紙で公表する等、市民に対して議員の意思を明確にするものとする。</p> <p>4 議会は、本会議又は委員会における公聴会制度及び参考人制度を活用することにより、市民の多様な意見及び専門的又は政策的な識見等を議会の審議に反映させるよう努めるものとする。</p> <p><b>【新設】</b></p> <p><u>5 議会は、請願又は陳情について、その趣旨を的確に把握し、審査の充実を図るため、請願者又は陳情者が説明又は意見陳述をすることができる機会を設けるものとする。</u></p>

(仮) 浜田市議会請願者等の意見陳述に関する規程

(趣旨)

第1条 この告示は、浜田市議会基本条例（平成23年浜田市条例第34号）第21条第5項の規定による請願者又は陳情者（以下「請願者等」という。）の説明又は意見陳述（以下これらを「意見陳述等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(意見陳述等をすることができる者)

第2条 意見陳述等をするすることができる者（以下「意見陳述者」という。）は、請願者等のうち1人とする。この場合において、当該意見陳述者等に介助が必要な場合は、介助者の同席を認める。

(意見陳述等の申出)

第3条 意見陳述等をしようとする請願者等は、あらかじめ議会運営委員会が定める請願等の受け付けを締め切る期日までに意見陳述申出書（様式第1号）を議長に提出しなければならない。

(意見陳述等の方法)

第4条 意見陳述等の方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 意見陳述等は、請願等の審議が行われる委員会（浜田市議会委員会条例（平成17年浜田市条例第306号）に規定する常任委員会及び特別委員会をいう。）において、その審議を行う前に、当該請願等の趣旨及び経緯並びにこれに対する意見等を述べることにより行う。
- (2) 意見陳述等をするすることができる時間は、請願等1件につき3分以内かつ1人につき20分以内とする。
- (3) 委員会の委員（以下「委員」という。）は、意見陳述者に対して質疑をすることができる。ただし、意見陳述者は委員に対して質疑することはできない。
- (4) 意見陳述者は、当該審査に係る請願等の参考資料を必要最小限で配布することができる。この場合、委員会開催日の3日前までに資料を提出することとする。

(費用弁償)

第5条 意見陳述者には、意見陳述等に係る旅費等を支給しない。

(その他)

第6条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、議長が議会運営委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、令和3年〇月〇日から施行する。



(案)

# 議会改革に関する検討結果

## 第4回報告書

令和3年1月

議員定数等議会改革推進特別委員会

令和 3 年 1 月 〇 日

浜田市議会議長 川 神 裕 司 様

議員定数等議会改革推進特別委員会  
委員長 牛 尾 昭

### 議会改革に関する検討結果について（第 4 回報告）

当委員会で定めました議会改革の検討項目のうち、検討が終了した事項について下記のとおり結果を報告します。

今後、検討結果に伴う事務処理をはじめ、必要に応じて全議員への周知または関係委員会への通知等、適切な対応をお願いいたします。

#### 記

#### **請願者等の意見陳述の機会について**

市民の要望や意見を市政に反映させる手段として、議会への請願や陳情の提出がある。当該請願や陳情の委員会審査の場において、請願者や陳情者の説明や意見等を述べる機会を設けることにより、請願等の趣旨を的確に把握し、委員会審査の充実を図ることとする。

#### **(1) 「請願者等の意見陳述実施要領（案）」による試行実施について**

「請願者等の意見陳述実施要領（案）」を定め、3 月定例会議における陳情又は請願審査の委員会において、試行的に実施する。

\* 「請願者等の意見陳述実施要領（案）」（別添のとおり）

#### **(2) 浜田市議会基本条例の一部改正について**

請願者等の意見陳述の機会をさらなる市民参加の機会と捉え、浜田市議会基本条例に新たに規定する。

#### **(3) 「(仮) 請願者等の意見陳述に関する規程」の制定について**

3 月定例会議における試行実施による改善点を踏まえ、請願者等の意見陳述に関する必要事項を「(仮) 請願者等の意見陳述に関する規程」に定め、令和 3 年 6 月定例会議から本格実施していく。

(令和 2 年 12 月 9 日特別委員会時点)

## ◆議員政治倫理条例の改正にかかる検討について

の項目の検討が必要

### 1. 審査請求（第 5 条）

【現状】 議員だけが審査請求できる。

議員 2 人以上が連署する書面により行わなければならない。

#### 【検討結果】

議員だけではなく、市民からも請求できることとする。議員の場合は 2 人以上の議員の連署、市民の場合は選挙権を有する者の総数の 100 分の 1 以上の連署

#### 【根拠・理由】

他市の事例を参考。市民からの請求の場合、政治倫理審査会にかける以上は議員職の重さを勘案して、100 分の 1 程度の人数は必要である（\*約 440 人）

### 2. 審査会の委員（第 8 条）

【現状】 委員は、議長が議員のうちから任命する。

委員の任期は、議員の任期とする。

#### 【検討結果】

案 1：議員を除く識見者 6 人

案 2：議員も数名入った方がよい

（①議長が指名した 2 人と識見者 6 人の全体で 8 人、②中立的な議員 1 人と識見者 6 人）

案 3：案件に応じて、議員も入れるような規定

案 4：議員及び学識経験を有する者のうちから議長が委嘱 →柔軟性がある(防府市)

#### 【根拠・理由】

### 3. 審査会の公開（第 14 条：調査審議手続き等の非公開）

【現状】 審査会の行う会議又は調査審議の手続きは、公開しない。

ただし、過半数の同意があるときは、この限りではない。

#### 【検討結果】

審査会の行う会議の公開を規定し、調査審議手続きの公開の有無の規定を削除する。

審査会の会議は公開とする。ただし、やむを得ず非公開とするときは、出席委員の 3 分の 2 以上の同意を必要とする。

#### 【根拠・理由】

議会基本条例第 21 条の規定（「議会は、市民に対し積極的に情報を公開し、説明責任を果たすものとする」、「議会は、本会議等その他の会議を原則として公開するものとし、あらかじめその日程、議題等を周知するとともに、障がいの有無にかかわらず市民が傍聴しやすい環境の整備、インターネット等による配信に努めるものとする。」）にあるように、他会議と同様に原則公開とすべきであるため。

#### 4. その他

##### ①政倫審条例遵守の宣誓書や誓約書を提出（米子市、防府市、榎原市、水戸市）

【検討結果】 規定しない

【根拠・理由】 必要性がないため

##### ②就業等の報告義務を明記（笠岡市、鹿嶋市）

【検討結果】 規定しない

【根拠・理由】 敢えて政治倫理条例に規定する必要はないため。ただし、条例に規定せずとも報告は必要。

##### ③税の納付証明書の提出義務あり（榎原市）

【検討結果】 規定しない

【根拠・理由】 必要性がないため

##### ④前文に議会基本条例について明記（笠岡市、防府市、多摩市、鹿嶋市）

【検討結果】

議員政治倫理条例の目的に議会基本条例について明記する方針で検討する  
（正副一任）

【根拠・理由】

議会基本条例に議会や議員の活動原則を定めており、議員はその理念に基づいて職責を果たすべきであり、相互の関連性をより認識するため

##### ⑤政治倫理基準の規定（各市によって異なり、特徴がある）

・・・別途他市の一覧表あり R021116 資料料 2-3

- (例) ・ ハラスメントや人権侵害について規定（鹿嶋市、ひたちなか市、宇和島市）  
・ 市職員へ職務の執行を妨げる等の不当行為をしないことを規定（多くの市）  
・ 市税等の納税義務、公共料金の納付、支払いの遵守を規定（鹿嶋市） など

【検討結果】

ハラスメントや人権侵害について、事例を示して再検討（下記は他市事例）

- ①議員は、いかなる場合であっても、人権侵害のおそれのある行為をしてはならない。
- ②セクシュアルハラスメント（性的な言動に起因する問題をいう。）などの嫌がらせをし、強制をし、又は圧力をかける行為その他人権侵害のおそれのある行為
- ③ハラスメント、その他人権侵害のおそれのある行為
- ④セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、その他人権侵害のおそれのある行為
- ⑤その地位を利用して嫌がらせをし、強制し、又は圧力をかける行為をしないこと。また、いかなる場合であっても、セクシャル・ハラスメント（他の者が不快に感じる性的な言動又は行為をいう。）その他人権侵害のおそれのある行為をしないこと。

【根拠・理由】

⑥請負・市との契約に関する規定（各市によって異なり、特徴がある）

・・・別途他市の一覧表あり

R021116 資料 2-3

【検討結果】 規定しない

【根拠・理由】 必要性がないため

⑦その他

## 自由討議に関する検討経過

### 検討経過の概要

- ① 令和元年の検討当初は、議会運営委員会と議会改革調査検討特別委員会の両方で検討、視察を実施
- ② 令和元年 11 月 25 日の議会運営委員会において、詳細なルールなしで委員会採決前に実施することが決定
- ③ 令和元年 12 月 2 日の全員協議会において、議長から自由討議の検討は議会運営委員会で行うことが提案
- ④ 同日全協後の議会改革調査検討特別委員会においても議会運営委員会でその後の検討をすることです了承

### 各委員会等における検討経過

日付	委員会	検討内容など
令和元年 7 月 2 日	議会改革調査検討特別委員会	行政視察の決定（自由討議 8 月 27～28 日）
令和元年 8 月 26 日	議会運営委員会	視察実施決定（10 月 15～16 日）
令和元年 8 月 27～28 日	議会改革調査検討特別委員会	視察先：京都府福知山市、広島県三次市
令和元年 9 月 5 日	議会運営委員会	視察先の決定（兵庫県加東市、もう 1 市は未決定）
令和元年 9 月 27 日	議会改革調査検討特別委員会	福知山、三次市議会の比較等について検討
令和元年 10 月 15～16 日	議会運営委員会	視察先：兵庫県加東市、兵庫県宍粟市
令和元年 10 月 18 日	議会運営委員会	視察後の報告
令和元年 11 月 12 日	議会運営委員会 * 委員会改選後の初委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 自由討議について議運と特別委員会それぞれが視察に行った。どの委員会で検討するかも含め今後取り組むべきであり検討が必要。</li> <li>◆ 会派で協議し、議会運営委員会でどのように自由討議を進めるかを決めて行く。</li> </ul>
令和元年 11 月 25 日	議会運営委員会	◆ <b>12 月定例会議の委員会採決の前に委員から提案があればルールなしでとりあえずやることが決定</b>
令和元年 12 月 2 日	全員協議会 * 議長から全議員へ説明	◆ <b>12 月の常任委員会からまずは試行的に実施する。</b> （例えば重要な案件の際、委員長判断で自由討議を諮って進める）その後、自由討議のやり方に関する問題点や改善点、今後の課題は <b>議会運営委員会等々で議論していく</b>

令和元年 12月2日	議会改革調査検討特別委員会 (上記全協後)	◆ 全員協議会での議長説明を受け、議会運営委員会で検討していくことが決定
---------------	--------------------------	--------------------------------------

## 浜田市議会自由討議実施要領（案）

- 平成30年度～令和元年度にかけて要領素案は作成済み。（下記のとおり）

（趣旨）

第1条 この要領は、浜田市議会基本条例(平成23年浜田市条例第34号)第11条に規定する自由討議の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（自由討議の目的及び実施）

第2条 自由討議は、問題点を浮き彫りにし、さまざまな観点から論点を整理し、議員間及び委員間の理解を深めるとともに、議員の政策立案等に係る議会としての説明責任を果たすことを目的とし、本会議、委員会、~~調査会~~及び全員協議会において実施する。

（自由討議の議題）

第3条 自由討議の議題は、本会議及び委員会にあっては議員又は市長が提出する議案及び市民が提出する請願又は陳情とし、~~調査会及び~~全員協議会にあっては自由討議に付すべき重要な課題とする。

（自由討議の開始）

第4条 自由討議は、本会議においては議長の発議又は議員の動議により、委員会又は~~調査会~~においては委員長が発議又は委員の動議により、全員協議会においては議長の発議又は議員の発議により開始する。

- 2 議員又は委員による動議及び発議は、2人以上の賛成者（発議者を含む。）を必要とする。
- 3 前2項の場合において、自由討議を発議する場合は、当該自由討議の趣旨及び目的を明確に示さなければならない。
- 4 本会議及び委員会における自由討議は、質疑後・討論前に行うものとし、自由討議後の質疑は行わないものとする。ただし、議長又は委員長が必要と認める場合は、この限りでない。
- 5 ~~調査会及び~~全員協議会における自由討議は、市長その他の執行機関からの報告事項後に行なうものとする。

（発言者等）

第5条 発言者は、議長及び委員長が指名するものとする。

2 発言者は、自らの意見や考えを積極的かつ丁寧に述べるとともに他の議員又は委員の意見に対しても真摯に耳を傾け、討議を尽くして論点を明確にし、最適な結論を導き出すよう努めるものとする。

3 市長その他の執行機関及びその職員は、発言に加わらないものとする。ただし、議長又は委員長から発言を求められた場合及び議長又は委員長から許可を得た場合は、この限りでない。

(自由討議時間等)

第6条 自由討議は簡潔に行なうこととし、議長、委員長は必要があると認めたときは時間や回数等に制限等を加えることができる。

(記録及び会議の公開)

第7条 自由討議の記録及び会議の公開については、本会議又は委員会、~~調査会~~、全員協議会の記録及び会議の公開の取扱いの規定に準じる。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 年 月 日から施行する。